

令和2年度 第3回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和2年8月6日(木) 午後6時～7時45分
会議形式 WEB会議
出席委員 権丈会長、小林副会長、大田委員、小澤委員、高木委員、竹内委員、
武田委員、中村委員、三上委員、渡辺委員
欠席委員 伊藤委員

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) 前回審議会における確認事項について
- (3) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点について
- (4) 第四次男女平等推進計画進捗状況の評価について
 - 各種委員会等女性比率、数値目標推進状況について
 - 第四次男女平等推進計画進捗状況の報告について
 - ・推進状況報告書における審議会の評価
 - ・基本施策I「男女平等の意識を育むまち」
 - ・基本目標IV「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」
- (5) その他

■議題(1) 前回議事録の確認

- ・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度、8月13日を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題(2) 前回審議会における確認事項について

【会長】 議題2、「前回審議会における確認事項」について、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 資料2、「第2回男女平等推進審議会における確認事項」をご覧ください。

ページ1、「先行自治体の宣誓証書はどのように運用されているか」である。横須賀市は、同性パートナーに対して、多くの内容がよく網羅されているので最初にお示ししている。横須賀市が取り上げていないもの、特徴的なものを、その後に記載している。まず、横須賀市から説明する。医療関係では、救急搬送時の情報照会、市立病院における手術の際の同意の取り扱いということがされている。住宅支援、その他では、パートナーシップ宣誓証明書で利用可能な行政サービスとして、市営住宅、県営住宅の入居申込み、災害見舞金の支給、特定不妊治療、不育治療に対する支援、市職員におけるパートナーシップ休暇、結婚祝金の支給がある。

続いて大和郡山市における住宅支援で特徴的なものとして、住宅エコリフォーム助成商品券交付事業の申請、住居確保給付金の相談・申請などがある。堺市では、泉北ニュータウン住まいアシスト補助がある。さらに千葉市では、市営墓地の申し込みの条件にパートナーシップ宣誓をしている人が含まれている。

ページ2、「宣誓書等受領証と公正証書等受領証で効力に差を設けているもの」である。中野区に取材したところ、差は設けていないということである。なぜなら、この制度は作成された書類を区が受領したということの証明としての位置づけということで、これに効力を持たせたものではないということである。「中野区パートナーシップ宣誓・宣誓書等受領証交付の考え方」の中で、宣誓書等受領証と公正証書等受領証があるのは同性パートナーを格付けすることにならないか、との質問に対して区では、「他の自治体で公正証書の裏づけのない宣誓書は使用範囲が限られるということがあって、希望する場合には公正証書等受領証の交付を選択できるようにした。2人の関係について詳細に記載した公正証書を事業者に掲示することに抵抗がある方に対して便宜を図ることができると考えている。」と答えている。

また、次の「中野区パートナーシップ宣誓等に関するアンケート調査」では、受領証をどのような機会や場所で使用又は使用する予定であるかということを確認している。使用例としては生命保険の受取人、携帯電話会社の家族割、勤務先に制度として認められている場合、勤務先の慶弔休暇等に使ったことがあるということだ。今後、使用したいものとして、住宅の賃貸借契約、航空会社のマイル譲渡、家庭裁判所への改名申請などもあがっている。

ページ3、制度の効果である。最初に行政であるが、先ほどの運用のところと内容がかぶるが、岡山市の「パートナーシップ関係の方が利用可能な行政サービス一覧」を例としてとりあげている。市営住宅、市営墓地、認可保育施設の利用申込みや認可外保育、私立幼稚園の無償化申請等ができる。さらに市民病院の病状説明、面会、手術同意、救急車の同乗、里親になること、火葬・埋葬手続き、DV相談も受付可能ということで、ホームページにおいて公表されている。

次に民間企業に関してだが、配偶者、内縁関係と同等に同性パートナーを取り扱う企業の中で、自治体の発行する宣誓書受理証を有効としているところがあるということである。内容的には、配偶者と同等の福利厚生、結婚祝金や出産に伴う出産祝金、それに伴う休暇、忌引や慶弔の見舞金、育児休職や子の看護休暇、出産祝金といった関係である。

4・5ページのPRIDE指標だが、LGBTの働き方を支援している任意団体である「ワークウィズプライド」が、5つの指標を多く満たした企業や団体を表彰している例をあげている。

6ページは住宅ローンの関係である。同性パートナーが収入合算や、ペアローンを利用するにあたり、公正証書を証明の根拠としている銀行が多い。よって、公正証書の提出を伴う渋谷区が発行するパートナーシップ証明書を、公正証書と同等の取扱いをしているところが多い。一部、自治体の発行するパートナーシップ宣誓受理証等で受付している間口を広めに取っている金融機関もある。

7ページは携帯電話の家族割引等であるが、ほとんどの通信会社が「地方自治体の発行する同性とのパートナーシップを証明する書類」で受け付けている。

8ページは海外の事例である。大きく①婚姻型、②別制度型、③準婚型というふうに分けられる。婚姻型は、結婚を定義する法律を改正して同性婚を可能にした国である。2020年5月時点で、30の国と地域で同性婚が認められている。このことは、教会で式が挙げられるのか、養子が認められているのかということとは別問題である。その次が別制度型である。婚姻は異性間だけに認められるが、同性間のみが利用可能な婚姻に匹敵する新制度をつくっているかたちである。ドイツの生活パートナー関係法、イギリスのシビル・パートナーシップ法などが該当する。準婚型は、同性間・異性間を問わず共同生活の合意内容を法的に承認する制度であり、フランスのPACSが有名である。ということで、例のところにあるように、2017年の実績だと、結

婚23万3,915件に対してPACSが19万3,950件、そのうち3.8%が同性間ということで、多くが異性間で利用されている。

9ページであるが、事実婚を含めるかどうかで、先行自治体の利用件数に差が出ているかということである。先行自治体の利用件数を書いたが、この中で網かけをしている自治体が事実婚、内縁関係を含めている。事実婚を含んだことによって、件数が増えているとは明確に言えないのではないかと思う。制度を発足させた時期や、人口が違うので何とも言えないが、例えば、世田谷区は人口約94万人に対して117組、千葉市が人口97万人で63組、中野区が人口32万人で51組となっており、制度導入の順で申し上げたが、その中で事実婚を含んでいるのは千葉市である。

続いて制度の相互利用を行っている横須賀市、鎌倉市、逗子市における継続利用の申請の方法だが、市民課で転出手続きをするのとは別に、パートナーシップ担当課において、継続利用の手続を行っているということである。

最後に前回資料2の「配偶者／内縁関係と武蔵野市制度との紐づけ」について、条例名だけでは内容が分からないとのことについては、資料を作成中である。

【会長】 ただいまの説明について、質問、意見のある方は願います。

【副会長】 制度をつくる前に理解を深めるのは必要なので、今回のような説明は必要なことだと思うが、これをそのまま続けて、各人で二、三分、意見を毎回出すような形で続けていっても、しっかりした制度設計が固まっていくプロセスにはならないと思う。昨年、計画をつくり直しながら評価をしたが、結構な作業量だった。ただ、計画と評価はリンクする部分が多分にあったので、それでも何とかぎりぎりのところで行うことができたと思う。今回のこのパートナーシップ制度の設計と去年の評価というのは内容も全く異なるので、それをこの時間内でやって、どちらも水準以上のものができるのかということについては、かなり危惧しているものである。以前、条例をつくったときには、市民協議会による条例案があつて、それをたたき台にして修正するなかで集約をしていくということがあつた。ある程度いいと思われる制度をたたき台にぎっと形にして、徐々に細かな修正をしていくということでない、なかなかいいものをまとめていくのは、難しいのではないかと思う。今の感じで続けていっても、細やかなところまで詰めきった制度にならないのではないかという気がする。

【男女平等推進担当課長】 先ほど事務局からお示したスケジュールのなかで、次回、もう一度制度について議論いただき、その次の9月末から10月には委員の皆

さまの意見を頂いた上でのたたき台をお示しする予定である。その後、たたき台について議論していただき、形にしていきたいと考えている。

【委員】 さきほど副会長がおっしゃったのは、以前の条例検討委員会的时候には、幾つかの条例とたたき台が並行してあり、それを直したことについておっしゃったのではないか。そのことから、たたき台をつくるということも大事だが、他自治体のパートナーシップ制度を例示いただき、比較検討ができるような形でたたき台も見ることができれば、審議会としてはつくりやすいと思うが、いかがか。

【副会長】 たたき台があるときには、それに加えていいなと思われる2つ、3つの制度を比較しながら検討していくというのは、いい制度にするための早道になると思う。

【会長】 今回の場合は、最終的につくる条文の数は新規条例ほどは多くないので、ある程度順調に進んでいると考えている。たたき台をつくるときに、少人数で先に検討したほうがよいということがあれば、協力をお願いしたい。今後の進め方については検討して次回提案することにしたいと思うが、事務局としては、いかがか。

【市民活動担当部長】 日程がタイトになってきているため、心配いただいているかと思う。しかしながら、現行の条例を改正するというかたちで皆様に議論いただくということは、これまでの審議会のなかで合意されてきたと思うので、新規で条例を全て立ち上げるということではないと思っているので、改正部分がどうなるかでこの辺りの議論が具体的なものが多くて、他の自治体の例を連ねているようである。8月下旬に方針、課題検討ということでもう1回入っているけれども、会長とも相談させていただきながら、次回、改正部分がどういう形になるかというのを少しお示しできれば、条例として委員の皆様方も具体的なイメージがしやすいのではないかと思うので、事務局と会長で打合せさせていただきたいと思う。

【会長】 では、そのような形で進めていきたい。ただいまの資料について、ほかにあるか。よろしいか。

■議題（3）武蔵野市パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点について

【会長】 それでは、議題3、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点について」、こちらは、前回審議会で委員の皆様から出された意見を踏ま

え、新たに論点が追加されている。事務局から説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 では、資料3、「武蔵野市パートナーシップ制度導入にあたり考えられる論点」をご覧いただきたい。前回、論点1「根拠規定を何に置くか」、と論点2「制度のあり方」を議論いただいた。それに付随して、論点3は「申請要件」、居住地はじめ、申請できる人の要件について、論点4は「証明書等の交付に関すること」として、提出書類、通称使用の可否、手数料、制度名称や発行形式などのことについてである。論点5は「有効性に関すること」ということで、保存期間やパートナー解消時、死亡時の取扱いに関すること。3、4、5はそれぞれ論点1・2に従属的な内容であると思っている。論点6は、前回、宿題でいただいた「他の自治体との相互利用について」を追加した。

1ページの表紙のところに前回、委員の皆様からいただいた全般的な意見を記載するとともに、それぞれ論点1、論点2の最後のところに委員の皆様から頂いた御意見を載せている。ただし、これは様々な意見を列挙したにすぎず、委員の多数の意見とも言い難いということを申し添える。

10ページ、論点3「申請要件」をご覧いただきたい。3-1が「居住地」である。申請要件に関しては、ほとんどの自治体で（1）居住地、（2）年齢、（3）現に婚姻していないこと、ほかの人とパートナーシップを結んでいないこと、（4）の近親者でないこととなっている。居住地に関しては幾つかのパターンがあり、①、市内に居住していなくともよく、在勤、在学の人でも制度を利用できるという考え方で、現時点でこれを選択している自治体はない。②、いずれか一人が市内に居住していること、これは千葉市、港区などの例である。③、双方が当該自治体に住所を持っている、あるいはそうなる予定であるということ、ほとんどの自治体がこのかたちである。自治体内でパートナーシップを重複して結んでいないか、確認することができることが多い自治体で選択されている理由と考えられる。

3-2、「その他に申請要件を定めるか」というところで、豊島区では「以前に豊島区でパートナーシップの取り消しを受けたことがない」ということが条件になっている。

11ページ、論点4の「証明書等の交付に関すること」だが、4-1、「提出書類」である。免許証等の本人確認書類、戸籍謄抄本、独身証明書等の結婚してないことを証明する書類、住民票、又は住基カードというところが先行自治体で共通している。

あとは必要に応じて、公正証書、切手、印鑑というところである。

4-2の「通称使用の可否」について、①、戸籍氏名のみ使用可能。②、通称名使用可能となっているが、後発の自治体ほど、こちらを選択している。ただし、証明書の裏面に戸籍名が入っているというような工夫をしているようである。

12ページ、4-3、「手数料」に関しては、ほとんどの自治体が無料である。

13ページ、4-4、「名称・発行形式」である。①、「名称」で渋谷区が「パートナーシップ証明」という言い方をしている以外、宣誓制度というところが多い。②、「受領証等の形態・記載内容」だが、2人の氏名、生年月日、住所、発行日、公印、制度の趣旨の説明、通称使用の場合は戸籍の氏名等が記載されていることが多く、形態としては、A4サイズが多く、携帯用のカードサイズの受領証等も交付する自治体が増えている。14ページ以降は、先行自治体の受領証の様式である。

20ページ、論点5「有効性に関すること」である。5-1、「宣誓書等の保存期間」に関してだが、①、世田谷区、千葉市、横浜市、江戸川区などは保存期間が設けられている。江戸川区では「受領証の有効期限」ということで、保存期間が10年であるので、書類が廃棄される前に再度申請をするよう促しており、事実上の有効期間の取扱いになっている。②の保存期間を設けない自治体だが、渋谷区、中野区、豊島区などは保存期間を設けず、パートナーシップ解消の届出がない限り長期間保存するというになっている。

21ページ、「パートナーシップ解消時の取扱い」だが、多くの自治体でパートナーシップ解消時に届出書類を提出すること、自治体から交付された受領証等を返還するということが定められている。検討課題として、前回、委員からありました公正証書を求めた場合、その解消の手続とパートナーシップ解消届の日付的な連動等が課題ではないかということに記載した。

22ページ、「パートナー死亡時の返還」だが、①、証明書の返還を求めているのが渋谷区、豊島区など。②、港区などは返却の必要はないとしている。③、変更届を提出するというのが、千葉市などである。

23ページが前回の確認事項であった、「他の自治体との相互利用について」である。相互利用の内容としては、市外へ転居しても、相互利用の範囲内であれば効力が失われない。転出してもパートナーシップ制度の申請手続をし直さなくてもよいので、負担感や、申請を誰かに見られるというリスクが減少する。また、相互利用の範囲内で

はあるが、パートナーシップを結んでから他の自治体で法律婚をすることを防ぐことができるとしている。横須賀市を中心とした神奈川県の実用例だが、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先でも宣誓が継続し、交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証を継続して使用できるようにし、利用者の手続負担と精神的な負担の軽減を図っている。横須賀市のパートナーシップ宣誓証明ガイドブックには、「お二人が同じ自治体へ転出する場合のみ、継続使用届出書を御提出できます」とある。交付条件が異なる自治体との相互利用ということでは、宣誓するときは交付自治体の条件が適用され、行政サービスは行った先の自治体の制度が適用されるという考え方をしている。24ページが横須賀市を中心とした宣誓の対象者の要件だが、検討事項として、間接的に性的マイノリティであることが自治体間で共有されてしまうということ、連携する自治体をどのように選定していくか、連携する場合、相手先の自治体とパートナーシップ制度の要件や申請書類等を統一する必要があるのではないか、連携自治体との情報共有をどのように行うかということである。25ページに委員の皆様の意見を記載した。相互利用する利点はあるが、本市だけ高い効果のものや要件をいろいろ独自に決めてしまうと、相互利用がしづらくなるのではないかと。また、現場で相互利用できているはずだから対応してよいということだが、重大な判断をする場合は現場の判断に任せるのはふさわしくなく、相互利用する場合には転入先の証明を発行すべきであるという意見をいただいている。以上である。

【会長】 では、資料3について、委員の皆さまから、名簿順で意見をいただきました。今回新しく加わった論点3以降についての意見を特にお願いしたいが、それ以前の部分でも結構である。

【委員】 意見というより、感想に近いが、法律的な婚姻関係を結んでいる人たちと、できるだけ同等に扱えるようになるといいと思っている。

【委員】 パートナーシップ制度について、一つ心配していることがある。私自身、教員の立場から、例えばパートナーシップ関係の家庭にお子さんが入ってきたときに、そのお子さんの権利とか人権とか、そういうものについてはどういうふうになるのかというのは疑問である。やはりこういう制度を利用するということは、本人同士の中で話が進んでいると思うが、パートナーシップ制度を利用した方が家庭を築くとなったとき、お子さんを家庭に招き入れたときに、そのお子さんはどうなるのかということ、何か情報があれば伺いたいと思う。

【委員】 いただいた論点について、ざっとお伝えしたい。

論点1は、今までも出ていたように、条例の改正というかたちでよいと思う。

論点2-1は、③の2階建て型がいいと考えた。2-2は、性自認・性的指向を問わない③いいと思っている。検討事項に書いてある現実の不可視化につながるのではないかという意見もあるが、LGBT等に関する事以外でも生きづらさを感じている人が救えたら、いいのではないかと思う。要するに、異性関係であっても、既存の結婚制度というものに生きづらさを感じており、パートナーシップという制度で守られるのであれば、それですごくいいのではないかと考えている。

論点3の申請要件については、いずれか一人が市内に住所を持っているということかどうかと思うが、①の市内に住所を持っていなくてもよいというのも、とても画期的だと思った。そういった意味で武蔵野市らしいというか、間口が広くて、在勤や、在学などを認めるというのも面白いと思った。オーソドックスには②のいずれか一人以上かと思うが、市内に住所を持っていなくてもいいという、思い切った考え方もいいのではないかと考えている。

論点4、4-2の検討事項の証明書等の裏面に戸籍氏名を表示するかということについては、裏面に表示しておくのがいいと思う。あまり見られたくない人などは、マイナンバーカードなどにクリアなケースがあって、名前が隠れるようにクリアケースに紗がかかっていたりする。そういうもので隠しておいて、必要なときにずっと見られるみたいなもかたちでもいいのかなとか、そんなことを考えたところである。手数料については無料かどうか。名前は普通に、武蔵野市パートナーシップ制度でいいのかなと思うが、マリアージュ制度のようなユニークなものを公募するというのも面白いと考えた。受領証の形態はカードサイズのもので、持ち歩きやすいものがあると思っている。

宣誓書等の保存期間については、10年で切れてしまったときに、無効のものを出してしまう混乱とかあり、一般的な婚姻制度と同じにするのだったら、有効期間というのは設けなくていいと考えている。法律婚と同じようなかたちでどうかと思っている。5-3のパートナー死亡時の返還については、変更届を提出するというかたちでどうかというふうに考えた。

他の自治体との相互利用についてだが、これはすごく大事で難しいところかと思う。相互利用ができるといいが、横並びにするために武蔵野市としての判断を引っ込める

というか、弱める、新しいことをやめておこうというのはもったいない気がする。武蔵野市として、こういう考え方があるということを広く知らしめていくという、一つのムーブメントにしたらいと思う。その意味では、今すぐ相互利用は難しく、相互利用するときには行った先の制度に従うというのは、何となく乳児医療証などと同じような感覚になるのか。ある自治体だと、高校生まで医療費が無料だが、引っ越し先ではそういう恩恵がないといった、そういう考え方にのっとるということで、相互利用はしたほうがいいけれど、相互利用を意識するがあまりに、武蔵野市としての考え方を引っ込めない方がいいと思っている。

今後もパブリックコメントとかの予定はあると思うが、当事者の人たちにこういうことをどう思うかといったことを聞くチャンスがあると、当事者として顔出ししてもらうのかとか、氏名を公表するのか、とか難しいところだが、当事者がどんな感情を持つのかということも、何か聞いてみたり、私たちが勉強させてもらうチャンスがあるとすごくいいと思っていたところである。

【委員】 まず、以前申し上げたように、615の特権を持つ法的な婚姻制度に準ずる、良いパートナーシップ制度を今回つくりたいと考えるとともに、根拠のところでは、武蔵野市の市議会議員はこの条例をつくるに当たって理解をしている方が多いと思っているので、きちんと条例改正でやればよいと思っている。

制度の在り方としては、併用型で、公正証書、宣誓の両方があっていいと思っている。自由度と、きちんとしたことと両方ができるのではないかと思う。制度の対象者としては、性自認や性的指向を問わないということで、この前も申し上げたように、選択的夫婦別姓がまだできていない日本において、事実婚の方も、今日も伺っていますと、横須賀市でしょうか、そういう意味においては、そういう方たちも多いのではないかと思っている。

どういう方を対象にということでは、どちらか一方はやはり武蔵野市に在住していただいたほうがよいに思っている。それから、年齢は、18歳以上にしたい。どちらか居住しないで、例えば在勤ということもあり得るのかなと思うが、私としては市内在住というのも一つの大きなことだと思っている。ただ、どちらかということは、同居を特に求めなくてもいいということなので、そのように思っている。

通称の使用を可にしてほしいと思う。婚姻により同じ名字を名のなければならぬ、というのを法律的に定めているのは、世界中で日本だけである。ただ、通称の使

用可のところ、戸籍を裏に書くというのがあるが、そこはもし通称を可にするために必要なら、と思うがそういうことをしなくても、通称が使用できると良い。

最後のほうになるが、結婚生活もそうであるが、保存期間を特には設けなくていいと思う。ただし、解消したときには解消届は出したほうがいいと思っている。

他の自治体との相互利用については、例えば近隣自治体で図書館とかそういうところが相互利用したりしている。もちろん、図書館とは違うが、例えばこの近隣がパートナーシップ制度をやったときに、武蔵野市が呼びかけて、近隣とやるというような、他市との相互利用というのは、やはり近隣であると思うので、近隣にそういう制度をもつところが出てきたときに、武蔵野市が率先して呼びかけるというかたちで相互利用ができれば宜しいと思っている。

【委員】 パートナーシップ制度について、世田谷区で関わった人や、中野区でこういった活動をされている方たちと話す機会があり、いろいろな話を聞くなかで、より難しいというか、どういう論点から、どういうふうに考えていけばいいだろうか、ということは改めて思っている。

今回の資料を通して、世界の状況の報告にすごく関心を持ち、フランスの場合、やはりそうかというのは改めて思った。こういうことも一つの情報として大切であり、こういうことを日本の中でも組み入れながらやっていければ、いいだろうと思う。

根拠としては、条例の改正というかたちでいいと思っている。いろいろ考えると、今の婚姻制度と同等の、ある意味で全て同じようなことができなければいいんじゃないかということをお前提として考えている。

対象だが、全てのというか、そういった感じで、生きづらさを感じている人たちも含めて、何かそういう制度ができたらいいと思う。

在住の件だが、私は在勤、在学とか、住んでいなくても、そこに勤めているとか、そういうのもいいかなんて、少し思ったりした。

最後に相互利用だが、やはり調べてみると自治体によって、すごく温度差があり、同じパートナーシップ制度でも違いがあるような気がするので、横並びで相互利用するのがいいのかどうかというのは検討の余地があると思っている。今回、学ばせていただいていたが、学べば学ぶほど、どういう論点から本当に考えていけばいいのだろう、つくっていけばいいのだろう、というのを改めて感じたところである。

【委員】 論点3から話させていただく。申請要件は他の自治体と大体同様にして

おくことがいいと思う。これは今後の相互利用を考えた場合には、そのようにしておいたほうがいいと思った。それから、パートナーシップを利用されるどちらかは武蔵野市民で、成人ということをや件にしてはどうかと思う。

論点4の証明書等の交付に関することについては、通称の利用ができるようにしたほうがいいと思う。パートナーシップ制度を利用する方たちのいろいろなお気持ちに沿えるというか、寄り添ったものにするためには、通称などの利用は必要であると思っている。受領証は免許証ぐらいの大きさというのは例に出ていたが、すごくいいと思った。

論点5の有効性に関することで、保存期間のことだが、更新制度はなかなか面倒であると思う。いろいろな有効期間があるものというのは手続的に意外と面倒ではないかと考える。ただし、パートナーシップの解消の手続というのは、この制度自体が一定の効力があるものになるということから、適切な実施をする方法をよく制度に盛り込む必要があると考えた。

論点6の他の自治体との相互利用についてだが、この制度を利用される方々の精神的な負担を軽減するという、制度がないところに行ったときにちょっと大変なのかなと思うし、相互利用があると安心感につながると考えるので、相互利用を進められるといいと思った。

【委員】 論点2、2-2の対象のところだが、多様な性を生きる人々ということは、異性愛の人も同性愛の人も含めて多様な性を生きるもので、性自認・性的指向は問わないほうがいいと思っている。

論点3だが、①市内に住所を持っていなくてもよいも画期的だが、②のいずれか一人が市内に住所を持っているというのが現実的かと思っている。

論点4の通称使用だが、さいたま市のパートナーシップ制度の宣誓書は「氏名」とあって、氏名の欄の後ろのほうに「(戸籍上の氏名)」と書いてある。通称と戸籍上の氏名が違う場合、先に通称を書き、後で戸籍名を書くことができる。カードの場合は、裏面に戸籍上の氏名を書くというかたちにしており、多くの自治体が宣誓書とかの最初の書面では先ず戸籍上の氏名を書いて、もし通称があったら、それも書いてくださいという順番だが、さいたま市ではそれを逆にした。そういう方法もぜひ参考にさせていただければと思う。あとは、パートナーシップ解消のときには、2人でサインをしたものを出すということになっている。

相互利用だが、調整をしながら、近隣、都内などでできればいいと思う。例えば、手引に各市のものに従いますとか、そういう説明を書いた上で相互利用をつくるとか、そういう必要があるとは思いますが、ぜひ相互利用も積極的に考える方向でつくるといいと思う。

【会長】 副会長からの意見はあるか。

【副会長】 論点3-1の住所のところだが、在勤、在学等の住所のない方も含めるかということだが、具体的に考えると、市内にある企業にお勤めの方で、居住地がこの制度を持っていない方だと、この証明によって得られる効果を得られないということがあるので、特に在勤とかの方で制度を利用できるようにするために、パートナーシップ制度を武蔵野市で受けるということにはメリットがあるのではないかと思う。ただし、武蔵野市の市民であることを条件としてしか使えない制度、例えば市営住宅とか、そういうものについては、市民という要件がそれにかかってくるので、結果的に使えなくても、それはやむを得ないことだと思う。在勤、在学の方に広げることで、それ自体から出てくるようなデメリットがないのであれば、その間口を広げるといえるのは、あってもいいのではないか。必要とされる制度であると思う。

手数料はどんなものを出すかにもよるが、一度しか出さないようなもので、例えば手数料で300円ぐらいもらうのは、住民票の写しとかでもそうした値段なので、いいと思うが、もし何か強い反対意見があるのであれば、別にそれほどのコストでもないもので、削るということもあり得るのかもしれない。

書面の形態だが、両方あってもいいと思うが、絶対これは携帯用の免許証サイズの、プラスチックとかできていて水をはじくようなものもいいに決まっている。お財布に入れて、いざとなったときにはすぐに取り出せるというのがすごく大事なんだろうと思う。

期限と有効性については、これだけを抽象的に取り上げても意味が無い。どのような要件で、どのような効果のものをつくるのかということにより、それとの連動のさせ方で要検討なのかなというふうに考えている。

相互利用については、先ほど効果を共有できることにメリットがあるという意見があり、その部分で具体的に考えていくと良い。例えば市立病院で武蔵野市のカードを持っていれば、武蔵野市の病院では、それによって同意をすとか、情報の開示とかはあり得るが、世田谷区のカードを持っていても、それについては開示しないという

ことか、そうだとすれば、制度のミニマムなラインが重なり合うというところで、市同士で話し合っ、て、そのラインを決めるしかないので、ここで全然できることではないのだが、やり方としては制度を持っている市ごとに話し合うことで、ここここは共有していますというものをつくっていくことが必要なのだろうと思った。

【会長】 ほかの委員の方から、何かあるか。

【委員】 前回の会議で条例か、要綱かという話があったが、議員の間で理解が深まっているのであれば、最終的に市内の業者の方にメリットをお願いするに当たって、議員、市役所が一丸となってこの問題に取り組んでいるという姿勢を見せるのが非常に有効かと思うので、ぜひとも条例ということで進めていただきたい。

事実婚の方に対しては、今回の審議会の目的がパートナーシップ制度ということで、性的マイノリティの方たちと、事実婚の方の問題とは少し離れているという指摘もあるが、最終的な目的がそこにあるのであれば、事実婚も含めて、より幅広く制度を利用できる形にしたほうがいいのではないかと思っている。

【会長】 それでは、事務局から何かあるか。

【男女平等推進担当課長】 先ほどの連携の話に関連してだが、神奈川県のを聞いた中で、大きいA市には市民病院があって、そこでいろいろな効果が期待できるが、小さいB市には、病院はなく、最初からA市の病院に行くしかないという点で連携の効果がある。市立病院に限らず、広域の医師会に連携している数市の市長が連名でお願いする、といったところでメリットがあるという話を伺った。

【会長】 追加の質問や確認事項があればお願いします。【副会長】 前回お話した中で1点だけ言いおきたい。前回の審議会で今回の規定は、もし条例に入れるのであれば、固まった条項にしておいて、同性婚が認められた場合には、それを丸ごと廃案にしやすいような形にしておいたほうが後年の方たちがやりやすくなるだろう、ということを申し上げたが、内縁の方たちを入れる場合に、別姓が認められるほうが、同性婚が認められるより早い可能性が高いのではないか。そう考えると内縁の方たちについて、この制度を設けていることのメリットのほうが先に要らなくなるという可能性が高いと思われる。であるならば、内縁の方の規定はそれはそれで一個のくくりとするか、今回のパートナーシップ制度のここここを準用するといったかたちで別くりにしておいたほうが、後々のことを考えると親切な条文のつくり方になると思った。

【会長】 ほかに何かあるか、よろしいか。なければ、本日の議論を事務局で取りまとめて、中間のまとめのたたき台のような形で整理をお願いします。

■議題（４）第四次男女平等推進計画進捗状況の評価について

【会長】 会議の時間が残り少なくなりましたが、議題４、「第四次男女平等推進計画進捗状況の評価」について、事務局より説明をお願いします。

本日は時間の都合上、各個別事業の進捗状況調査ではなく、各種委員会等の女性比率など、数値目標推進状況についてお願いします。

【男女平等推進担当課長】 資料４をご覧ください。今回は第四次計画の初めての評価となる。

資料４、「武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況」、１市議会、２行政委員会、３付属機関、４その他の審議会等のそれぞれの女性参画状況である。

資料５は、「武蔵野市の職員の女性比率」である。一番上の行が最新の数字である。職員全体では、５０．５２％が女性であるが、部課長職では１１．６５％となる。採用は５４．７％と女性が多く、この傾向は、近年定着している。

資料６、「都区市町村の議会・委員会等の女性比率」のデータである。議会、行政委員会、付属機関、その他の審議会においても、武蔵野市の女性比率は、東京都、区、市、町村を上まわっている。職員に関してのみ、２３区の５３．１％に対して５０．４％となっている（平成３１年度）。

資料７、「第四次計画の数値目標の進捗状況」である。基本目標Ⅰのワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合、基本目標Ⅲの「DV防止法」を知っている人の割合、女性総合相談・法律相談を知っている人の割合、基本目標Ⅳの「男女平等の推進に関する条例」、「男女平等推進センター」、「男女平等推進情報誌」に関する認知度の３つとも、平成２９年度から調査を実施していないため、昨年と同じ数値になっている。

【会長】 数値目標の進捗状況だが、調査をしていないため同じ数値ということであれば、その旨、何年の数値であると記載すべきではないか。

【男女平等推進担当課長】 おっしゃるとおりである。そのようにする。

【会長】 本日は基本目標Ⅰ、Ⅳの各事業の進捗状況を予定していたが、この数値目標のところまでとする。

ここまでのところで何かあるか、よろしいか。それでは、本日の議論はここまでと

させていただく。

■議題（５）その他

【会長】 　　では、議題５、その他である。事務局から次回の確認、情報提供や事務連絡があればお願いします。

【事務局】 　　次回は第４回ということになる。８月末から９月上旬を目途に、日程調整表を送らせていただく。事務局から以上である。

【会長】 　　以上で令和２年度第３回審議会を閉会する。

— 了 —